

中央北極海公海無規制漁業防止協定 第5回締約国会合の結果について

1 中央北極海公海無規制漁業防止協定

中央北極海の公海部分全体における規制されていない漁獲を防止することを目的とした国際協定。

締約国は北極海沿岸5か国（カナダ、デンマーク、ノルウェー、ロシア、米国）に主要関心漁業国・機関（日本、中国、韓国、アイスランド、EU）を加えた全10か国・機関。

2 日時・場所

6月16日（火）から18日（木）まで、ブリュッセル（ベルギー）で開催。

3 我が国出席者

森下農林水産省顧問（我が国代表）ほか、水産庁及び外務省の関係者。

4 結果

- （1）試験的漁獲の手続きを定める保存管理措置について採択に至らず、次回の締約国会合に向けて継続協議となった。
- （2）第6回締約国会合は2028年に開催される予定（開催地未定）。